

議案第 58 号

専決処分の承認を求めることについて
(令和 6 年度二宮町一般会計補正予算 (第 4 号))

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 11 月 27 日

二宮町長 村田 邦子

6 専 第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年度二宮町一般会計補正予算（第 4 号）（別紙のとおり）

令和 6 年 10 月 9 日

二宮町長 村田 邦子

理 由

令和 6 年 10 月 9 日に衆議院が解散したことに伴い、補正予算を編成し、執行する必要が生じたが、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

令和6年度二宮町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度二宮町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,991千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,204,115千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日

二宮町長 村田 邦子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
16 県	支 出 金		
		3 委 託	金
歳 入		合 計	

歳 出

款		項	
2 総	務 費		
		4 選	挙 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
733,677	18,991	752,668
47,813	18,991	66,804
10,185,124	18,991	10,204,115

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,617,401	18,991	1,636,392
22,025	18,991	41,016
10,185,124	18,991	10,204,115